

国 税 庁

1. e文書法における国税関係書類のスキャナ保存の促進に向けた要件緩和について

- (1) 現行は 24 ビットフルカラーでの保存が求められているが、そもそも、カーボンコピーによる証憑書類は、取引に関する情報が白または黒であることから、グレースケールによる読み取りで、フルカラーと同等の真正性を記録できる。したがって、取引証憑書類がカーボン紙による複写である場合は、グレースケールでの保存を可能とされたい。
- (2) 膨大な伝票類に電子署名をつけることは、そのための事務作業も多大となり、導入へのハードルとなっている。したがって、電子署名と同等の要件を満たせる、一定のシステムによる運用を前提に、IDとパスワードによる本人確認を許容されたい。

【回答】

ご質問のところからすると、我々のほうもちょっと事実関係が、例えばカーボンコピーによる商標書類とか、膨大な伝票書類とかというところがどんなものかという、具体的なものがちょっとイメージできないので、そうすると、スキャナ保存の対象となる文書であると仮定を置いて、それで一般論として申し上げますと、平成 27 年度税制改正により、要請書の(1)については、重要書類以外のいわゆる一般書類について、スキャナーで読み取る際に必要とされているカラーでの保存要件を不要とし、グレースケールでの保存でも要件を満たすこととされました。で、同じ税制改正についてなんですけど、要請書(2)についても、入力者等の電子署名を不要として、タイムスタンプを付すとともに、入力者等に関する情報の保存が要件とされました。これらの改正は平成 27 年 9 月 30 日。皆さん一所懸命メモを取っていますけれども、言っている内容は、実は税制改正の大綱と変わらないので。ということで、そこは税制改正の大綱を見て、今のグレースケールのところと電子署名のところをそのまま落としていただければいいのかなと思っております。で、27 年 9 月 30 日以後、これは適用時期のところを書いてあるのですが、承認申請について適用されることとされており、国税庁としては、ここは書いていませんけれども、改正後の省令を踏まえ、適切に執行していくよう、現在準備を進めていると。27 年 9 月ですから、これから実際に法施行、施行はされますので、法律としては 3 月 31 日に可決成立されております。